○職員の被服等の貸与に関する規程

昭和６３年３月１日

規程第３号

改正　平成17年3月30日　規程第3号

平成19年3月30日　規程第1号

（趣旨）

第１条　この規程は、香南香美老人ホーム組合に勤務する職員に対し、被服等を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

（被服等の種類）

第２条　職員に貸与する被服等の種類は、別表で定める。

（費用の負担）

第３条　被服等の購入に要する費用は、施設負担とする。

（貸与期間）

第４条　被服等の貸与期間は、貸与した日から起算して２年とする。

２　貸与期間が満了した後、引続き在職する職員に対しては、当該貸与期間の満了に係る被服等は支給する。

（着用期間）

第５条　貸与品に冬期、夏期の区別のあるものの着用期間は、原則として次のとおりとする。

（１）　冬期用　１０月１日から翌年５月３１日まで

（２）　夏期用　６月１日から９月３０日まで

（着用及び保全の義務）

第６条　被服等の貸与を受けた職員は、執務期間中これを着用しなければならない。

２　被服等は常に善良に管理し、汚損又はき損した場合は、自己の負担において洗濯又は補修しなければならない。

（被服等の返納）

第７条　被服等の貸与を受けた職員が次の各号の一に該当するときは、速やかに施設長に返納しなければならない。ただし、組合長の承認を得た場合は、この限りではない。

（１）　休職又は離職したとき。

（２）　その他施設長から返納を命ぜられたとき。

（亡失等の報告及び弁償）

第８条　職員は、貸与品をき損（使用に耐えない程度）し、又は亡失したときは、別記様式による報告書を施設長に提出しなければならない。

２　前項の場合において被貸与者は、貸与品を調整したときの価格を貸与期間の日数で除した額に、貸与期間の残余日数を乗じて得た額を超えない範囲でその程度定める額を弁償しなければならない。ただし、自己の責に帰すべきでない事由又は組合長が特に承認した場合は、これを免除することができる。

（記録）

第９条　施設長は、貸与簿を備えて貸与の状況を記録しなければならない。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成１７年３月３０日規程第３号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日規程第１号）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 職種 | 品目 |
| 被服の種類 | 嘱託医看護師介護員調理員栄養士機能訓練指導員 | 診察衣予防衣、シューズ予防衣、シューズ、浴場作業衣調理衣、キャップ（帽子）、シューズ診察衣、キャップ（帽子）、シューズシューズ |

別記様式（第８条関係）

|  |
| --- |
| 事　　故　　報　　告　　書 |
| 香南香美老人ホーム組合長　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　属　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　㊞　下記のとおり、被服を　亡失・き損したので報告します。 |
| １　貸与品の種類 |
| ２　事故の日時及び場所 |
| ３　理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ４　（所属長の意見）弁償の必要が、ある ・ ない | 認印 |  |
| 弁　　償　　決　　定　　伺上記報告に基づいて下記のとおり決定してよろしいか。１　購入年月日　　　　　　　　　　　　　　　　２　購入価格　　　　　　　　　　　　　　　　　３　貸与年月日　　　　　　　　　　　　　　　　４　経過年月日　　　　　　　　　　　　　　　　５　弁償決定額　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 組合長 |  | 施設長 |  | 課長 |  |